

様 式

会議の名称	令和2年度本庄市環境審議会委員委嘱状交付式及び 令和2年度第1回本庄市環境審議会次第
開催日時	令和2年10月7日(水) 午後1時30分から 午後2時30分まで
開催場所	本庄市役所 職員厚生室
出席者	本庄市長 委員：委員9名 本庄市経済環境部／葦塚部長、金井次長 事務局：本庄市環境推進課／市川課長、鈴木課長補佐、菅野主任、 鈴木主事
欠席者	委員3名
議題 (次第)	1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. あいさつ 4. 会長・副会長選任 5. 議題 (1)環境審議会の役割及び運営について (2)本庄市の環境について 6. 報告 (1)産業廃棄物処理施設の設置について (2)その他について 7. 閉会
配付資料	1. 配布資料一覧 2. 本庄市環境審議会 委員名簿 3. 令和2年度本庄市環境審議会委員委嘱状交付式及び令和2年度第1回本庄市環境審議会次第 4. 本庄市環境審議会の運営について 5. 産業廃棄物処理施設の設置について 6. 廃棄物等処理事業に係るフローチャート 7. 収集運搬業(積替え保管含む)、中間処分業及び最終処分業の新規、変更許可申請 8. 本庄市の環境(平成30年度版) 9. 本庄市環境宣言 10. 本庄市環境基本条例 11. 本庄市環境保全条例 12. 本庄市環境保全条例施行規則 13. 本庄市環境審議会規則

	14. 環境審議会委員報酬の支払いについて
その他特記事項	無し
主管課	経済環境部環境推進課

会 議 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
1. 開会	
事務局	開会のあいさつ
事務局	それでは、本庄市環境審議会委員の委嘱式を行います。
2. 委嘱状の交付	
市長	委嘱状の交付
3. あいさつ	
市長	あいさつ
委員	自己紹介
事務局	自己紹介
事務局	次に事務局からご報告申し上げます。「本庄市環境基本条例第27条第3項」において、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定しております。本日、出席している委員は、全12名中9名でありますので、本日の審議会の開催条件を満たしていることをご報告いたします。また、正確な会議録作成のため、審議会の内容は録音させていただきますことをご了承ください。
4. 会長・副会長選任	
事務局	審議会を始めさせていただきますが、本庄市環境基本条例第27条第1項に、「審議会の会議は、会長が招集する」同条第2項に、「会議の議長は、会長をもって充てる」となっておりますが、現在、会長及び副会長が不在でありますので、決まるまでの間、経済環境部長が仮議長を務めさせていただきますことをご了承ください。
事務局	それでは、会長及び副会長が決まります間、仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 まず、4の会長及び副会長の選任について、一括審議させていただきます。 会長及び副会長につきましては、委員の互選により定めることとなっております。 委員の皆様でどなたか会長をお引き受けていただける方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

様式

	どなたもいらっしゃらないようですので、事務局案は何かありますか。
事務局	事務局案として、山口委員にお願いできればと存じます。理由といたしましては、本庄市議会では建設産業委員会の副委員長としてのお立場から、日頃より市の環境行政に対するご提案やご質疑をいただくとともに、環境問題の改善に熱心に活動されております。このことから当審議会の会長に選任させていただきたいと思っております。
事務局	ただいま事務局案が出ましたがご意見等ございますか。
委員一同	異議なし。
事務局	意見等がないようですので、会長を山口豊委員にお願いいたします。皆さま拍手をもって承認をお願いいたします。
事務局	続いて、副会長を引き受けていただける方は挙手をお願いします。 どなたもいらっしゃらないようですので、事務局案は何かありますか。
事務局	事務局案として、山本委員にお願いできればと存じます。理由といたしましては、長きにわたり、県の環境アドバイザーとして、地球温暖化などの環境学習の講師や市の環境マネジメントシステム主任審査員を務めるなど、他に得がたい豊富な知識と経験を有しております。このことから、当審議会の副会長に選任させていただきたいと思っております。
事務局	ただいま事務局案が出ましたがご意見等ございますか。
委員一同	異議なし。
事務局	それでは、副会長を山本昇委員にお願いしたいと思っております。皆さま拍手をもって承認をお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。会長及び副会長が選出されましたので、会長に議長をお願いして仮議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございます。ありがとうございました。
会長、副会長	あいさつ
5.議題(1)環境審議会の役割及び運営について	
事務局	それでは、「本庄市環境基本条例第27条第2項」により会長が議長を務めることになっておりますので、会長に次第5の議題より、議事進行をお願いいたします。
会長	それでは、議長をつとめさせていただきます。まず、事務局より、配付資料の確認をお願いします。
事務局	配付資料の確認
会長	それでは議題(1)環境審議会の役割及び運営についてを議題といたします。このことについて、事務局から説明願います。
事務局	環境審議会の役割及び運営について説明【資料3、4、10、11、14、】
会長	ただいまご説明をいただきましたが、まず、審議会の役割について何かご不明な点、ご質疑等はございますでしょうか。
委員一同	意見なし

会長	よろしいでしょうか。では続きまして運営についてご不明な点、ご質疑等はございますでしょうか。
委員一同	意見なし。
会長	ご質疑がないようでしたら、会議は公開とし、傍聴人の運営上の定数は10人として定めさせていただくことでよろしいでしょうか。また、会議録の手続きにつきましては、事務局の提案のとおりでご異議はございませんか。
委員一同	異議なし
事務局	会議録について補足説明【資料4】
5.議題(2)本庄市の環境について	
会長	特にないようですので、事務局の提案どおり決定したいと思います。次に(2)本庄市の環境についてを説明いたします。事務局より説明願います。
事務局	本庄市の環境について説明。【資料8】
会長	事務局の説明について何かございますか。
委員一同	意見なし
6.報告(1)産業廃棄物処理施設の設置について	
会長	それでは、次に6. 報告(1)産業廃棄物処理施設の設置についてを説明いたします。事務局より説明願います。
事務局	産業廃棄物処理施設の設置について説明【資料5、6、7】
会長	事務局の説明について何かございますか。
委員一同	意見なし
6.報告(2)その他について	
会長	次に(2)その他について、事務局から説明願います。
事務局	本日出席した委員への報酬の支払いについて説明
会長	以上で議事を終了させていただき、議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
7.閉会	
副会長	閉会のあいさつ

※1 山本副会長より、参考資料として「埼玉県の地球温暖化対策（概要版）」を各委員及び事務局に配布された。

※2 当日欠席の酒井委員より、事前に電子メールにてバイオマス発電に関する意見が出ていたため、事務局が各委員に対して文書の読み上げによる報告を行った。

会 長 山 本 貴 子